

加盟団体規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）定款第52条第2項により、本協会の加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体等)

第2条 理事会の決議を経て本協会の加盟団体となった団体は以下の3つに分類できる。

- (1) 各都道府県を代表するバレーボール協会（以下「加盟都道府県協会」という）
- (2) 全国的に組織されたバレーボール競技団体（以下「加盟全国連盟」という）
- (3) 全国的に組織されたバレーボールリーグ（以下「加盟リーグ」という）

2 本協会の加盟都道府県協会は、次の通りとする。

一般社団法人 北海道バレーボール協会	青森県バレーボール協会
一般社団法人 岩手県バレーボール協会	一般社団法人 秋田県バレーボール協会
一般社団法人 山形県バレーボール協会	宮城県バレーボール協会
福島県バレーボール協会	茨城県バレーボール協会
栃木県バレーボール協会	群馬県バレーボール協会
一般社団法人 埼玉県バレーボール協会	千葉県バレーボール協会
公益財団法人 東京都バレーボール協会	一般財団法人 神奈川県バレーボール協会
一般社団法人 山梨県バレーボール協会	一般財団法人 長野県バレーボール協会
新潟県バレーボール協会	富山県バレーボール協会
一般社団法人 石川県バレーボール協会	福井県バレーボール協会
一般社団法人 静岡県バレーボール協会	一般社団法人 愛知県バレーボール協会
岐阜県バレーボール協会	一般社団法人 三重県バレーボール協会
滋賀県バレーボール協会	京都府バレーボール協会
奈良県バレーボール協会	一般社団法人 和歌山県バレーボール協会
一般財団法人 大阪府バレーボール協会	一般財団法人 兵庫県バレーボール協会
一般社団法人 鳥取県バレーボール協会	島根県バレーボール協会
岡山県バレーボール協会	一般財団法人 広島県バレーボール協会
山口県バレーボール協会	香川県バレーボール協会
徳島県バレーボール協会	愛媛県バレーボール協会
高知県バレーボール協会	一般財団法人 福岡県バレーボール協会
佐賀県バレーボール協会	一般財団法人 長崎県バレーボール協会
熊本県バレーボール協会	大分県バレーボール協会

宮崎県バレーボール協会
沖縄県バレーボール協会

鹿児島県バレーボール協会

3 本協会の加盟全国連盟は、次の通りとする。

日本実業団バレーボール連盟	一般財団法人 全日本大学バレーボール連盟
公益財団法人 全国高等学校体育連盟バレーボール専門部	
公益財団法人 日本中学校体育連盟バレーボール競技部	
日本小学生バレーボール連盟	一般社団法人 全国ママさんバレーボール連盟
日本ソフトバレーボール連盟	一般社団法人 日本ビーチバレーボール連盟
日本ヤングクラブバレーボール連盟	日本クラブバレーボール連盟

4 本協会の加盟リーグは、次の通りとする。

一般社団法人 ジャパンバレーボールリーグ 公益社団法人 SV リーグ

(準加盟団体等)

第3条 本協会は、前条のほか、国内におけるスポーツ団体を準加盟団体とすることができ
きる。

2 前項に定める準加盟団体は、次の通りとする。

特定非営利活動法人 日本混合バレーボール連盟 (準加盟全国連盟)
全国専門学校バレーボール連盟 (準加盟全国連盟)

3 準加盟団体は、原則として加盟団体に準じた取り扱いとする。

(ブロック区分)

第4条 加盟都道府県協会のブロック区分は、次の通りとする。

地 域 名	都 道 府 県 名 区 分
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
東海	静岡、愛知、三重、岐阜
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第2章 組織

(加盟都道府県協会の組織)

第5条 加盟都道府県協会は、それぞれの都道府県におけるバレーボール界を統轄し、代表する団体として適当なる組織を有していなければならない。

2 前項の団体名およびその役職名には、当該の都道府県名を冠しなければならない。

(加盟全国連盟の組織)

第6条 加盟全国連盟は、バレーボールの各種別を全国的に統轄し代表する団体として適当なる組織を有していなければならない。

2 前項の条件を有していない場合でも準加盟団体（準加盟全国連盟）となることができる。

(加盟リーグの組織)

第7条 加盟リーグは、バレーボールのリーグを統轄し代表する団体として適当なる組織を有していなければならない。

2 前項の条件を有していない場合でも準加盟団体（準加盟リーグ）となることができる。

第3章 権限

(加盟団体代表委員の選任)

第8条 加盟団体は、団体ごとに1名の加盟団体代表委員を選任しなければならない。

2 加盟団体は、加盟団体代表委員を選任した際には、加盟団体台帳に登録することにより、本協会に届け出なければならない。

3 加盟団体代表委員が交代した際には、前項に従い直ちに本協会に届け出なければならない。

(加盟団体代表委員総会)

第9条 本協会の代表理事は、本協会の事業計画、収支予算および事業報告、決算に関する諮問および報告を行なうことを目的として、毎年2回、加盟団体代表委員総会（以下「総会」という。）を招集する。

2 加盟団体代表委員は、総会において前項の案件に関する意見を述べることができる。

3 総会の議長は、加盟団体代表委員の互選により定める。

4 加盟団体代表委員が総会に出席できない場合、あらかじめ指名した代理出席者を総会に出席させることができる。

5 前項の代理出席者の届け出は、第8条第2項に準じて行なうものとする。

6 準加盟団体の代表委員は、オブザーバーとして加盟団体代表委員総会に出席する。

7 別に定めるブロック理事長会規程に定める全国ブロック理事長は、オブザーバーとして加盟団体代表委員総会に出席する。

8 総会の開催方法は、対面またはオンライン開催による。

（加盟団体連携会議）

第10条 本協会の代表理事は、原則2か月に一度、加盟団体連携会議を（以下「連携会議」という。）を招集する。連携会議では加盟団体の研修、本協会と加盟団体の情報交換や意見交換、課題の共有等を目的とする。

2 連携会議は研修目的を含むため、加盟団体からの出席者は加盟団体代表委員に限らない。ただし当該加盟団体の役員や主要委員会の委員長として執行に参画している、または将来の役員候補等、協会の運営に関連している者を出席させる。

3 連携会議は開催の目的を鑑み、原則オンライン開催とし、日当対象外とする。ただし対面開催となった場合には本協会の旅費規程に準じて交通費を支給する。

4 連携会議の議長は本協会の代表理事あるいは本協会の代表理事が指名した者が務める。

（ブロック組織）

第11条 加盟都道府県協会は、第4条のブロック区分を単位とする組織を結成することができる。ブロック組織を結成する場合には、規約および役員名簿を本協会に届け出なければならない。

第4章 義務

（報告および届け出義務）

第12条 加盟団体は、毎事業年度開始1ヵ月前から開始後1ヵ月の間に、当該年度の事業計画書および収支予算書ならびに次の書類を本協会に届け出なければならない。

- （1）役員名簿
- （2）事業計画および予算を決議した機関の議事録
- （3）法人格取得団体は、定款および法人登記謄本（変更があった場合のみ）

第13条 加盟団体は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、当該年度の事業報告書ならびに次の書類を本協会に届け出なければならない。

- （1）決算関連書類（貸借対照表、正味財産増減計算書または収支計算書）
- （2）事業報告および決算を決議した機関の議事録
- （3）当該団体監事の監査報告書

第14条 加盟団体は、本協会に対し選任している加盟団体代表委員および当該団体の役員ならびに第12条、第13条および第15条においてすでに本協会に提出してある書類に変更があった場合には、直ちに書面をもって本協会に届け出なければならない。

第5章 加盟および脱退

(加盟)

第15条 新たに本協会の加盟団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書（事務所所在地および連絡先を明記すること）
- (2) 定款あるいはそれに準ずるもの、および本協会から求められるもの。
- (3) 所属団体および支部組織一覧表
- (4) 役員表
- (5) 前年度事業概況書、前年度決算書、当該年度事業計画書および当該年度予算書

(資格の喪失)

第16条 本協会の加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除名

(脱退等)

第17条 加盟団体が脱退しようとする場合には、次の書類を提出し、理事会の決議を受けなければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

2 加盟団体の解散の場合に前項に従い、理事会の決議を得なければならない。

3 加盟団体が第2条の資格を失ったとき、または本協会の加盟団体として不適当と認められたときは、理事会の決議を経てこれを除名することができる。ただし、理事会の決議前に必ず弁明の機会を当該団体に与えるものとする。

(改廃)

第18条 本規程の改廃は、理事会決議によって行う事ができる。ただし、第2条に定める加盟団体の名称変更については業務執行理事会の決議によって行い、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会の設立の登記の日（2011年2月1日）から施行する。
- 2 本規程は、2011年4月20日から施行する。
- 3 本規程は、2013年3月21日から施行する。
- 4 本規程は、2014年6月5日から施行する。
- 5 本規程は、2015年5月18日から施行する。
- 6 本規程は、2016年9月13日から施行する。
- 7 本規程は、2017年4月25日から施行する。
- 8 本規程は、2018年4月25日から施行する。
- 9 本規程は、2018年11月20日から施行する。

- 10 本規程は、2019年4月1日から施行する。
- 11 本規程は、2019年5月1日から施行する。
- 12 本規程は、2019年7月1日から施行する。
- 13 本規程は、2021年6月18日から施行する。
- 14 本規程は、2023年6月16日から施行する。
- 15 本規定は、2023年10月16日から施行する。
- 16 本規定は、2024年5月20日から施行する。
- 17 本規程は、2024年10月21日から施行する。
- 18 本規程は、2025年1月24日から施行する。
- 19 本規程は、2025年3月10日から施行する。
- 20 本規程は、2025年6月25日から施行する。
- 21 本規程は、2025年7月16日から施行する。
- 22 本規程は、2026年3月11日から施行する。